

十七、日高教全国ユニオン規程

平成27年9月3日第2回定期中央委員会にて制定

第一章 総 則

(規程の根拠)

第一条 この規程は、規約第八条第二項に基づいて定める。

2. 日高教全国ユニオンは、規約第七条に基づく活動の情報共有を主たる目的の組織とする。

第二章 組 織

(組織・構成員の範囲)

第二条 日高教全国ユニオンは、都道府県単位での加盟がない都道府県において高等学校・中等教育学校・特別支援学校に勤務する教職員を構成員とする。

2. 構成員は、日高教の綱領、実践綱領、規約や運動方針に賛同し、日高教の活動に協力的であること。

第三章 機 関 ・ 運 営

(機関の設置と運営)

第三条 日高教全国ユニオンにおける機関及び運営に関しては、中央委員会において定める。

第四章 権 利 ・ 義 務

(権利・義務の範囲)

第四条 日高教全国ユニオン及びその構成員は、規約第十条に定める機関における議決権を有しない。

2. 前項以外に関する事項については、中央委員会において定める。

第五章 会 計

(会計・負担金)

第五条 日高教全国ユニオンに関する会計は、規約第三十二条に基づく経費内でまかなうとともに、構成員から負担金を徴収する。

2. 前項の負担金については、中央委員会において定める。

第六章 加 入 ・ 脱 退 ・ 除 名

(加入・脱退・除名)

第六条 日高教全国ユニオンに加入しようとする者は、別に定める加入届を中央執行委員会に提出し、中央執行委員会の承認を得なければならない。

2. 日高教全国ユニオンを脱退しようとする者は、別に定める脱退届を中央執行委員会に提出し、中央執行委員会の承認を得なければならない。

3. 第二条第2項に反する行動が認められた場合、中央執行委員会は中央委員会の承認に基づいて構成員を除名することができる。

補 則

(その他の定め)

第七条 この規程で定めることのほか、日高教全国ユニオンとその構成員に関する取り扱いについては、中央委員会で定める。

附 則

(施行期日)

第八条 この規程は平成27年9月3日から施行する。